

# 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領

平成16年2月29日

2004年(財経)要領第1号

最終改正 平成23年11月1日

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 一般競争契約
- 第3章 指名競争契約
- 第4章 随意契約
- 第5章 複数落札入札制度
- 第6章 契約の締結
- 第7章 契約の公表
- 第8章 契約の履行
- 第9章 雑則
- 附 則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要領は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構会計規程（2004年(財経)規程第6号。以下「会計規程」という。）第42条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の締結する契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって契約に関する事務（以下「契約事務」という。）の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 機構が締結する売買、貸借、請負、その他の契約に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### (秘密の保持)

第3条 契約事務を所掌する者は、当該事務の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

(競争の方法)

第4条 会計規程第37条第1項、第3項又は第5項の規定による競争（以下「競争」という。）は、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

2 前項の規定により入札を行う場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

## 第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 理事長又は契約担当役（以下「契約担当役等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第37条第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- (6) 機構に提出した書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

2 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる

(一般競争参加者の資格)

第7条 理事長又はその委任を受けた職員は、契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の

状況等に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

- 2 理事長又はその委任を受けた職員は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 3 理事長又はその委任を受けた職員は、第1項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。
- 4 理事長又はその委任を受けた職員は、第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに第2項に規定する申請の時期及び方法等について公示しなければならない。

(契約担当役等が定める一般競争参加者の資格)

第8条 契約担当役等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、理事長の定めるところにより、第7条第1項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(入札の公告)

第9条 契約担当役等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第10条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）による場合は、その旨

(入札の無効)

第11条 契約担当役等は、第9条の公告において、当該公告に示した競争に参加する

者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札保証金)

第12条 契約担当役等は、会計規程第37条第1項、第3項又は第5項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の入札保証金の納付は、確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(入札保証金の納付の免除)

第13条 契約担当役等は、前条第1項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 第7条第1項の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第14条 第12条第2項の規定により契約担当役等が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債、政府の保証のある債券
- (2) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(以下「金融債」という。)
- (3) 日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券(以下「公社債」という。)
- (4) 地方債

(入札保証金の払込み方法の通知等)

第15条 契約担当役等は、一般競争又は指名競争に付そうとする場合において入札保

証金を納めさせ又はその納付に代えて確実に認められる有価証券その他の担保を提供させるときは、公告又は通知において、入札保証金にあってはこれを払い込ませようとする出納役又は保管金の取扱店たる金融機関、確実に認められる有価証券その他の担保にあってはこれを提出させようとする機構又は保管有価証券の取扱店たる金融機関を指定しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第16条 契約担当役等は、一般競争又は指名競争に参加しようとする者が機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことにより、第13条(第31条において準用する場合を含む。)の規定により、入札保証金を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(担保の価値)

第17条 第14条各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)による金額
- (2) 政府の保証のある債券、金融債及び公社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
- (3) 地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額

(予定価格の作成)

第18条 契約担当役等は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

- 2 不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払うときは、前項の規定にかかわらず、当該予定価格を会計規程第37条第1項の規定による公告の際にあわせて公告することができる。

(予定価格の決定方法)

第19条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状

況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第20条 契約担当役等は、電子入札により入札を行う場合を除き、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。

2 電子入札による場合、又は止むを得ない事由により、開札に入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(再度入札)

第21条 契約担当役等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(契約の相手方の決定方法)

第22条 契約担当役等は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、機構の支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 契約の性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(落札者の決定)

第23条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるとき（以下「同価入札」という。）は、電子入札による場合を除き、契約担当役等は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者（前条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

3 電子入札による場合の同価入札については、契約担当役等は、あらかじめ入札者が

選択した数字を電子入札システムが選択する方式のくじにより、落札者を直ちに決定するものとする。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第24条 第22条第1項ただし書に規定する機構の支払の原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とし、入札者全員に後日落札者の決定を通知するものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第25条 契約担当役等は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第9条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(入札保証金の帰属)

第26条 第12条の規定により納付された入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、機構に帰属するものとする。

### 第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第27条 会計規程第37条第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で、その予定価格が200万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第28条 理事長又はその委任を受けた職員は、契約の種類ごとに、その金額等に応じ、第7条第1項に規定する事項について、指名競争に参加する者に必要な資格を定めなければならない。

- 2 第7条第2項及び第3項の規定は、理事長又はその委任を受けた職員が前項の規定により資格を定めた場合に準用する。
- 3 前項の場合において、第1項の資格が第7条第1項の資格と同一である等のため、前項において準用する同条第2項及び第3項の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行わず、同条第2項及び第3項の規定による資格の審査及び名簿の作成をもって代えるものとする。
- 4 理事長又はその委任を受けた職員は、年間の契約の件数が僅少であることその他特別の事情がある契約担当役等に係る指名競争については、当該競争に参加する者に必要な資格及びその審査に関し第1項及び第2項に定めるところと異なる定めをし、又は当該競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しないことができる。

(指名基準)

第29条 理事長又はその委任を受けた職員は、契約担当役等が前条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

(競争参加者の指名)

第30条 契約担当役等は、指名競争に付するときは、第28条の資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者をなるべく5人以上指名しなければならない。

- 2 前項の場合においては、第10条第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第31条 第5条、第6条及び第11条から第24条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

## 第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第32条 会計規程第37条第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。



- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- (7) 運送又は保管をさせるとき。
- (8) 国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）等と契約をするとき。
- (9) 外国で契約をするとき。

（随意契約の特例）

第33条 契約担当役等は、競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

2 契約担当役等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

（分割契約）

第34条 前条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

（予定価格の決定）

第35条 契約担当役等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第19条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

（見積書の徴取）

第36条 契約担当役等は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、急を要する場合及び10万円を超えない契約をする場合においては1人を見積書を以って足りるものとする。

（予定価格及び見積書の省略）

第37条 次に掲げる随意契約については、予定価格の設定を省略し、又は見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難である

と認められるものに係る随意契約

(2) 予定価格が100万円を超えない随意契約で、契約担当役等が予定価格の設定を省略し又は見積書の徴取を省略しても支障がないと認めるもの。

2 前項の規定により処理することとした場合においては、その理由を明らかにしておかなければならない。

## 第5章 複数落札入札制度

(複数落札入札制度による物品購入等)

第38条 理事長は、物品の買入れをする場合において、その需要数量が多いときは、当該買入れについて行う一般競争又は指名競争は、その需要数量の範囲内で供給者の供給を希望する数量及びその単価を入札せしめ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする方法によることができる。

2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。

(契約を結ばない者があるときの措置)

第39条 前条第1項の規定による競争により落札者を定めた場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるときは、その者の落札していた数量の範囲内で、まず同条第2項に規定する落札者について同項の規定により落札がなかったものとされた数量の落札があったものとし、次に第43条の規定により落札者とならなかった者についてその者の入札数量の落札があったものとするることができる。

2 前項の場合において、第43条の規定により落札者とならなかった者が2人以上あるときは、同条の規定を準用してその順位を決定し、また、最後の順位に当たる者の入札数量について前条第2項に規定する場合に準ずべき場合があるときは、同項の規定を準用するものとする。

(複数落札入札制度における公告記載事項)

第40条 第38条第1項の規定による競争に付する場合の公告又は入札者に対する通知には、第10条各号に掲げる事項のほか、第38条第1項の規定による競争入札であることを明らかにし、かつ、同条第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨及び第45条第1項の規定により当該競争入札を取り消す旨並びに端数の入札を制限する場合にはその旨の記載又は記録をしなければならない。

(複数落札入札制度における予定価格の決定)

第41条 第38条第1項の規定による競争に付する事項の予定価格は、第19条第1項の規定にかかわらず、当該競争入札に付する物品の種類ごとの総価額を当該物品の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

(二種以上の物品についての競争)

第42条 第38条第1項の規定による競争が2種以上の物品について行われるものである場合には、その入札は、物品の種類異なるごとにその単価及び数量について行わなければならない。

(同価入札に係る落札者の決定)

第43条 第38条第1項の規定による競争により落札者を定める場合において同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札数量の多い者を先順位の落札者とし、入札数量が同一であるときは、第23条の規定に準じてくじで落札者を定めるものとする。

(随意契約によることができる場合)

第44条 第38条第1項の規定による競争に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者がいるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、第33条及び第34条の規定に準じて随意契約によることができる。

(競争入札の取り消し)

第45条 第38条第1項の規定による競争に付する場合において、その競争に加わった者が5人に満たないときは、当該競争入札を取り消すことができる。

2 前項の規定により競争入札を取り消したときは、入札書は、そのままこれを入札者に送付しなければならない。

3 第1項の規定により競争入札を取り消した場合には、第33条の規定は、これを適用しない。

(複数落札入札制度による物品等の売払い)

第46条 理事長は、金属鉱産物の売払いをなす場合に限り、その売払いについて行う一般競争又は指名競争は、その売払数量の範囲内で需要者の買受けを希望する数量及びその単価を入札せしめ、予定価格を超える単価の入札者のうち、高価の入札者から順次売払数量に達するまでの入札者をもって落札者とする方法によることができる。

2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算し

て売払数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。

(準用規定)

第47条 第39条及び第42条から第44条までの規定は、前条第1項の規定による一般競争又は指名競争に付する場合について準用する。この場合において、第44条中「需要数量」とあるのは「売払数量」と、「最低落札単価の制限内」とあるのは「最高落札単価を下らない価額」と読み替えるものとする。

(金属鉱産物の売り払いをする場合における公告記載事項)

第48条 第46条第1項の規定による一般競争に付する場合の公告には、第10条各号に掲げる事項のほか、第46条第1項の規定による競争入札であることを明らかにし、かつ、同条第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨の記載又は記録をしなければならない。

(金属鉱産物の売り払いをする場合における予定価格の決定)

第49条 第46条第1項の規定による一般競争又は指名競争に付する物品の予定価格は、第19条第1項の規定にかかわらず、当該物品ごとの単価について定めなければならない。

## 第6章 契約の締結

(契約書の作成等)

第50条 契約担当役等は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約と認められる場合においては、契約書の作成を省略し、又はこれに代わる書類をもって処理することができる。

2 前項に規定する軽易な契約であって契約書の作成を省略することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額が150万円（外国で契約するときは、200万円）を超えない契約をするとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (3) その他理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(契約書の記載事項)

第51条 前条第1項本文の規定により契約担当役等が作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載

しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法その他必要な事項

(契約保証金)

第52条 契約担当役等は、機構と契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第12条第2項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。

(契約保証金の納付の免除)

第53条 契約担当役等は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が物品の売払代金を即納するとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長の指定する金融機関と工事履行保証契約を結んだとき。
- (4) 第7条第1項の資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争に付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金に代わる担保)

第54条 第52条第2項の規定により、契約担当役等が契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 第14条各号に掲げるもの
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下次条において「保証事業会社」という。）の保証

(保証事業会社の保証の担保価値)

第55条 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保

の価値は、その保証する金額とする。

- 2 第15条から第17条までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第16条中「一般競争又は指名競争に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、「第13条（第31条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第53条」と、それぞれ読み替えるものとする。

（契約保証金の帰属）

第56条 第52条の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

## 第7章 契約の公表

（契約の公表）

第57条 契約担当役等は、機構の支出の原因となる契約を締結したときは、当該契約の種類に応じ、次の各号に定める額を超える契約について公表するものとする。

- (1) 工事又は製造については250万円
- (2) 財産の買入れについては160万円
- (3) 物件の借入れについては80万円
- (4) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約については100万円

2 前項に定める公表は、原則として契約を締結した日の翌日から起算して72日以内（ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内）に、次の各号に掲げる事項を、機構のホームページに掲載して公表するものとする。ただし、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構政府調達事務取扱要領（2004年（財経）要領第3号）第3条第1項に規定する特定調達契約に該当するもの又は機構の行為を秘密にする必要があるものはこの限りではない。また、公表は、少なくとも契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで掲載するものとする。

- (1) 物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約担当役の氏名及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手先の商号又は名称及び所在地
- (5) 契約価格
- (6) 一般競争入札又は指名競争入札の別とし、総合評価落札方式によった場合は、その

旨（随意契約を行った場合を除く。）

- (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推させるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- (8) 落札率（契約価格を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。ただし、予定価格を公表する場合に限る。）
- (9) 随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及びその理由（具体的に記載することとし、公募又は企画競争を行った場合には、その旨を記載すること。）
- (10) 再就職役員数（経済産業省所管の関連公益法人与随意契約を締結する場合に限る。当該法人に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約締結日に在職していれば、その人数。）
- (11) その他必要と認められる事項

## 第8章 契約の履行

（監督）

第58条 契約担当役等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）をしなければならない。

2 前項に規定する監督は、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

（監督職員の一般的職務）

第59条 契約担当役等又は契約担当役等から監督を命ぜられた補助者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（監督職員の報告）

第60条 監督職員は、関係の契約担当役等と緊密に連絡するとともに、当該契約担当

役等の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査)

第61条 契約担当役等は、第58条に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）をしなければならない。

2 前項に規定する検査は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(検査職員の一般的職務)

第62条 契約担当役等又は契約担当役等から検査を命ぜられた補助者（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

4 検査職員は、前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して関係の契約担当役等に提出するものとする。

(監督又は検査の一部省略)

第63条 第58条及び第61条の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、第58条の監督又は第61条の検査の一部を省略することができる。

2 前項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約のうち買入れに係る単価が20万円に満たない物件の買入れに係るものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。



(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第64条 契約担当役等から検査を命ぜられた補助者の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約担当役等から監督を命ぜられた補助者の職務と兼ねることができない。

(監督及び検査の委託)

第65条 契約担当役等は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により機構の職員によって監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でない認められる場合においては、機構の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第66条 契約担当役等は、前条の規定により、機構の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払いをすることができない。

(検査調書の作成)

第67条 検査職員は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。

(検査調書の作成を省略することができる場合)

第68条 請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前の代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)のための検査であって、当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものについては、前条第1項の規定にかかわらず、検査調書の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

(部分払の限度額)

第69条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約

にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

(履行遅滞)

第70条 契約担当役等が契約の相手方の責めに帰すべき理由により、契約の相手方が約定の期限内に債務を履行することができない場合において、機構の業務運営上著しく支障を及ぼさないと認められるときは契約を解除しないで、相当の期間を限り、履行遅滞として取り扱うことができる。

2 契約担当役等は、前項の規定により履行遅滞の取扱いをした場合において、契約代金（引渡しを受けた部分があるときはその部分に相当する契約代金を除く。）について別に定める一定の割合で計算した金額を契約の相手方から遅滞金として徴収しなければならない。

3 契約担当役等は、天災その他の不可抗力又は契約の相手方の責めに帰することのできない理由により、契約の相手方が約定の期限内に債務を履行することができないと認められる場合には、履行遅滞としないで相当の期間を限り期間を延長することができる。

(契約の解除)

第71条 契約担当役等は、契約の相手方の責めに帰すべき場合又は機構の業務運営上必要がある場合には契約の全部又は一部を解除することができる。

2 契約担当役等は、機構の責めに帰すべき理由により契約の相手方から解除の申し入れがあつた場合にはこれに応じなければならない。この場合において契約の相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において既済部分又は既納部分があるときは、これを引き取るものとする。この場合の代価の支払は、既済部分又は既納部分に応じた金額とする。

4 第1項に規定する機構の業務運営上の必要から契約を解除したことにより契約の相手方に損害を及ぼした場合はその損害を賠償しなければならない。

## 第9章 雑則

(長期継続契約ができるもの)

第72条 会計規程第15条に規定する、理事長の承認を要しない債務負担行為は、次に掲げる電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約並びにリース契約とする。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

- (1) 電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者が供給する電気
- (2) ガス事業法第2条第9項に規定するガス事業者が供給するガス
- (3) 水道法第3条第5項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法第2条第5項に規定する工業用水道事業者が供給する水
- (4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務(次のイ及びロに掲げるものを除く。)
  - イ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者がその設置する電気通信設備を専用させて提供する電気通信役務のうちテレビジョン放送中継に係るもの
  - ロ 電気通信事業法附則第5条第1項の規定により電気通信役務とみなされた電報の取扱いの役務
- (5) リース契約(当該リース契約に係る保守契約を含む。)

(国又は地方公共団体等を契約の相手方とする場合の特例)

第73条 契約担当役等は国、地方公共団体、独立行政法人等を相手方にする場合であって、相手方の契約に関する規程によらなければ契約しがたいときは、第6章及び第7章の規定にかかわらず特別の取り決めをすることができる。

### 附 則

この要領は、平成16年2月29日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。